

障がい者自立支援制度の見直し、障がい者と施設の支援強化を求める 意見書

今年4月から、居宅サービス、施設サービス、公費負担医療が「応益負担」となり、原則1割負担となった。車いすなどの補装具についても、今年10月から1割負担が求められる。支援費制度ではホームヘルプサービスの場合など利用者の5%ぐらいが費用負担があったものが、今回の障害者自立支援法では、生活保護世帯以外の人はずべて1割負担とされ、一挙に月額15,000円～40,000円近くの負担増となる。また、公費負担医療は、「自立支援医療」として18歳未満が対象の「育成医療」、18歳以上が対象の「更生医療」、「精神通院医療」の3医療が再構築をされるが、現行では応能負担や5%負担であったものがここでも原則1割となる。

利用者負担について、「負担がふえ過ぎないように配慮する」として、国は「自己負担額上限設定」による軽減措置を講じている。それにより、「低所得1」（市民税非課税世帯で障がい者の収入が年収80万円以下の人）と認定されても、障害年金2級（月額約6万6,000円）相当の収入のうち15,000円、収入の2割を負担せざるを得ない状況はととても「配慮」したとは言えないものである。

事実、法律が施行された4月時点で利用者軽減のための独自助成を実施している自治体は、本市を含めて東京都でも3分の1を超えている。このことは、国の「配慮」が不十分なものであることを示している。

また、この法施行によって報酬を「月払い方式」から「日払い方式」に変え、報酬を抑制し、その結果、通所施設の収入減と経営危機という問題が出ている。「日払い方式」は、利用者の出席日数による実績払いで、障がい者は体調も悪くなる日も多く、通院日もあり、毎日施設に通えるとは限らないために、欠席がそのまま施設の収入減になるものである。このことにより施設では必要な職員配置ができず、パート化・賃金引き下げ・労働強化という問題も発生している。

よって、本市議会は、政府に対し、国が制度の見直し、さらなる障がい者への支援策を拡充するとともに、通所施設の報酬支払い方式を「月払い方式」に戻し、報酬を引き上げるなど支援策の抜本的強化を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月28日

三鷹市議会議長 石 井 良 司